

## 平成23年3月議会一般質問

### 1、 行政が行う、まちづくりへの「カラーユニバーサルデザイン」の導入について

- ① 身体が不自由な方に対する、バリアフリーと呼ばれる対策を採ってられるように、色の区別がつきにくい等の色覚障害をお持ちの方のために、色使いに配慮した公共施設の案内表示や町が発行するハザードマップ・広報等の印刷物に色使いの配慮は現在なされているのかを伺う。
- ② 皆にやさしいまちづくりは大きな予算をかけなくても、ちょっとしたアイデアや心づかいで実現できるものも多くあると思うが、これまでの施策のなかで、これは良かったと思える事業と今後考えておられる事業を伺う。

### 2、 民生委員・児童委員の活動について

- ① 委員の活動、現状について
- ② 資格、身分、職務内容について
- ③ 今後の課題について

まず初めに、当町のカラーユニバーサルデザインに対する取組みについてですが、身体が不自由な方が活動しやすいように、バリアフリーと呼ばれる対策を町のいろんな施設で行われているように、色の識別がつきにくい等の色覚障害をお持ちの方々のために、色使いに配慮した公共施設の案内表示や町が発行するハザードマップ・広報いかるが等が考えられますが、そのなかでもたくさんの行政情報を伝える広報誌について、色使いの配慮はどのようになされているのかを伺う。

ご質問の色覚障害をお持ちの方に対する「カラーユニバーサルデザイン」だけでなく、全ての人という観点から、情報の受けてである住民の皆様立場に立って、できる限り親しみやすく、分かりやすく、されに呼んだ人が不快に感じないように配慮した情報の提供を行う必要があると考えております。

以上のことを踏まえまして、平成19年に「印刷物作成マニュアル」といたしまして、「わかりやすい印刷物のつくり方～全ての人にやさしい視点から～」を作成し、これを基にしながら取り組んでおります。

その中におきましても、色の区別についての項目をあげ、使う色の組み合わせや色の数に注意すること、印刷の色と文字の色にも気をつけるように、「分かりにくい配色」と「分かりやすい配色」について示し、配慮するように努めております。

今の答弁から、いろんなことに気づきながら、広報物等を制作されていることは理解できました。

それでは、広報物に限らず住民に対して思いやりを感じられる施策は、どのようなものがあるのか、また、今後どのようなことを考えておられるのかを伺う。

みんなに優しいまちづくりについて具体例として、役場相談時に相談者のプライバシーへの配慮などでは、空いている会議室や役場北庁舎会議室などを利用して案内を張り紙を総合カウンター窓口及び福祉課窓口を設置しております。

次に、耳の不自由な方については、役場の各窓口に「耳の不自由な方は筆談をしますのでお申し付けください」と記載した看板を設置しております。

次に、平成20年9月にオープンした総合保健福祉会館生き生きプラザ斑鳩では、目の不自由な方に、点字ブロックや点字案内板の設置をしております。

また、役場本庁舎を始め、各施設には車椅子を設置しており、誰でも気軽に利用できるよう配慮を行っております。また、文章を読むことの出来ない視覚障害者の方に対して、音声読み上げ装置を住民課、総務課、福祉課、生き生きプラザ斑鳩に設置しております。

また、手話通訳者を役場福祉課と生き生きプラザ斑鳩に2名設置しております。

また、町ホームページにつきましても、閲覧支援機能といたしまして、文字サイズを大、小の大きさに選択できる機能のほか、視力の弱い方や目の疲れやすい方などが音声読み上げソフトを使用された場合を前提に、平成22年4月にリニューアルいたしましたところがあります。

今答えられたように、住民に喜ばれるアイデアを出して、やさしいまちづくりを目指していただくことを強く要望いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

民生委員・児童委員の活動についてであります。

まず、委員の活動についてですが、任期や定数及び活動拠点である事務局や部会について、どのようなになっているのかを伺う。

当町では44名の民生委員・児童委員及び3名の主任児童委員がいらっしゃいます。

民生・児童委員につきましては、町内で44の区域に分け、それぞれの地域で地域福祉のために活動いただいております。

また、主任児童委員につきましては、各小学校に1名ずつおられ、児童福祉に特化した活動をしておられます。

任期は3年で昨年12月1日に全国的に一斉改選をおこなったところでもあります。

各委員の活動は、担当地区での高齢者等での高齢者等への見守りや、住民の心配事の相談に乗っていただいております。

具体的には役場や地域包括センター等の機関と相談者との架け橋になっていただいたり、

児童の虐待や、ドメスティックバイオレンス等の早期察知についても、常に気を配っていただいております、生活困窮者に対する対応につきましても、地区での相談に乗っていただき、生活保護申請時の意見書の作成、生活保護受給後の見守り等を行っていただいております。

民生児童委員協議会の事務局につきましては、平成21年4月から斑鳩町社会福祉協議会が担っており、毎月1回、生き生きプラザ斑鳩で定例会を行い、高齢者部会、障害者部会、母子青少年部会の3部会があり委員はどれかの部会に所属して、それぞれの分野で勉強されて活躍されています。

では、次に民生児童委員の方に行っている助成・補助については、どのようになっているのか。よく聞く話では、決して多くない活動費で頑張っておられると聞くことがありますが、具体的な金額を伺う。

当町が民生児童委員におこなっている助成については委員さん個人に年間58,100円を支払い、斑鳩町民生児童委員協議会の組織に対して、年間200,000円の補助金を支払っております。

尚、年に1度の民生児童協議会が行う県外視察に対して、今年度については参加者宿泊代として1名につき10,000円、バス借り上げ代として115,000円の助成を行っております。

組織に20万円、個人に5万8千円を年間で補助されていることが分かりましたが、これは個人では月に5千円に満たない額で活動していただいているということになります。

では、民生児童委員の方々がこのように頑張っていただいておりますのですが、町から見た今後の民生委員を取り巻く課題についてどのように考えているのかを伺う。

まず、民生児童委員の方々には土曜祝日、また日夜、関係なく、いつ相談があるか分からない中で、活動いただいております。

今後の課題でございますが、現在全国的に委員のなり手がなく、欠員地区が生じている状況があります。斑鳩町においては、欠員はありませんが、3年後の一斉改選時において欠員が生じないよう、退任を予定されている方については、早期に福祉活動に熱意を持った後任候補者を紹介していただけるよう、連携していきたいと考えております。

今後の福祉行政を考えるとなくてはならない存在である、民生児童委員の仕事は今後、少子高齢化が急速に進んでいる現状をみると負担がますます増加していくものと思われます。

町としては、単にお願いするだけではなく、連携を深めて、協力やバックアップしていただけるよう要望いたします。